

提出された意見および意見に対する考え方について（1/6）

提出された意見および意見に対する考え方について

九州運輸局 鉄道部 計画課

○案件番号：155250829

○案の公示日：令和8年1月8日

○公募案件名：島原鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について

○意見募集期間：令和8年1月8日～令和8年1月22日

○提出意見数：4件

（次頁へ続く）

項番	提出された意見（原文ママ）	意見に対する考え方												
1	<p>平均でおよそ 45% (通勤定期は約 35%) もの運賃値上げとは衝撃だ。小児運賃に関しては、少しでも値上げ幅を抑えるべく、大人旅客運賃を折半し、10円未満の端数は10円単位に切り下げてほしい。</p> <p>通学定期に関しては、20Km までは、値上げ幅を 35%程度に抑えてほしい。</p>	<p>本申請については、鉄道事業法 16 条 2 項に基づいて収入と原価を審査し、上限運賃による総収入が総括原価を超えないことを確認のうえ認可しました。</p> <p>いただいた意見につきましては申請者にお伝えしました。</p> <p>以下、申請者から寄せられた回答です。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>認可後に届出を行う実施運賃（お客様から収受する運賃額）につきましては、急激な負担増加を緩和するため、申請した上限運賃から値上げ幅を抑制した運賃設定を行います。</p> <table border="1" data-bbox="1272 655 2116 874"> <thead> <tr> <th>平均改定率</th> <th>上限運賃</th> <th>実施運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通旅客運賃</td> <td>44.8%</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>通勤定期旅客運賃</td> <td>35.1%</td> <td>19.9%</td> </tr> <tr> <td>通学定期旅客運賃</td> <td>45.0%</td> <td>7.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>尚、小児運賃につきましては、今までどおり 10円未満の端数は10円単位に切り上げとさせていただきます。</p> <p>ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>	平均改定率	上限運賃	実施運賃	普通旅客運賃	44.8%	19.8%	通勤定期旅客運賃	35.1%	19.9%	通学定期旅客運賃	45.0%	7.9%
平均改定率	上限運賃	実施運賃												
普通旅客運賃	44.8%	19.8%												
通勤定期旅客運賃	35.1%	19.9%												
通学定期旅客運賃	45.0%	7.9%												

提出された意見および意見に対する考え方について (3/6)

項番	提出された意見（原文ママ）	意見に対する考え方
2	令和8年4月1日から実施予定の鉄道旅客運賃の上限変更認可申請書並びに乗合バス旅客運賃の上限変更認可申請書を令和7年12月1日付にて九州運輸局長宛に提出した一方、パブリックコメント受付開始日時は令和8年1月8日13時50分だった。パブコメ受付開始が申請日の1か月以上後では同業他社と比べて遅い。なぜそうだったのか、説明を求める。	年末年始期間を避けたためです。

項番	提出された意見（原文ママ）	意見に対する考え方
3	<p>趣旨は理解するも値上げ幅が他社類似申請と比較しても大きい。 この値上げは島原鉄道沿線自治体で合意形成が取れているとの理解で良いか見解を述べていただきたい。</p>	<p>本申請については、鉄道事業法16条2項に基づいて収入と原価を審査し、上限運賃による総収入が総括原価を超えないことを確認のうえ認可しました。 いただいた意見につきましては申請者にお伝えしました。 以下、申請者から寄せられた回答です。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>当社では経費削減や業務効率化など、あらゆる自助努力を重ねてまいりましたが、一方で近年の少子高齢化や人口減少等社会情勢の変化に伴う利用者の減少に加え、燃料費や原材料費の高騰、老朽化が進む車両の整備費用や設備維持に必要な修繕費などの費用が大幅に上昇しており、極めて厳しい状況に直面しております。</p> <p>当社の自助努力だけでは現行の運賃水準を維持することは困難であり、運賃改定が必要であるとの結論となり、今回の申請に至ったものです。</p> <p>今回の運賃改定は必要な収支改善の一部でありまして、将来にわたり島原半島沿線地域に不可欠な生活交通を維持するため、国・長崎県・沿線自治体と島原鉄道のあり方について、現在協議を続けており、沿線自治体との間で合意形成はとれていると認識しております。</p> <p>なお、認可後に届出を行う実施運賃（お客様から收受する運賃額）につきましては、急激な負担増加を緩和するため、申請した上限運賃から値上げ幅を抑制した運賃設定を行います。</p> <p style="text-align: right;">（次頁へ続く）</p>

提出された意見および意見に対する考え方について (5/6)

平均改定率	上限運賃	実施運賃
普通旅客運賃	44.8%	19.8%
通勤定期旅客運賃	35.1%	19.9%
通学定期旅客運賃	45.0%	7.9%

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

項番	提出された意見（原文ママ）	意見に対する考え方												
4	<p>島原鉄道を通勤用の交通手段としての利用を申請すると、あんな高いもの、駄目だと言われます。住民の生活のための交通手段としては、島原鉄道は不要で、空気だけを、移送しています。観光業と行政業の人のためにしか、島原鉄道の価値はありません。この程度の、値上げでは、自立をすることは、不可能ですので、値上げには、反対です。30 倍程度の値上げであれば、賛成をします。</p>	<p>本申請については、鉄道事業法 16 条 2 項に基づいて収入と原価を審査し、上限運賃による総収入が総括原価を超えないことを確認のうえ認可しました。</p> <p>いただいた意見につきましては申請者にお伝えしました。</p> <p>以下、申請者から寄せられた回答です。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>当社は、沿線地域の人口減少や少子高齢化により利用者の減少が続いておりますが、通勤通学の足として多くの皆さまにご利用いただいております。</p> <p>そのような環境の中、少しでも利用者を増加させるために、観光需要の取込みによる交流人口の拡大に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も島原半島の必要不可欠な生活交通を維持していくために尽くしてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。</p> <p>なお、認可後に届出を行う実施運賃（お客様から收受する運賃額）につきましては、急激な負担増加を緩和するため、申請した上限運賃から値上げ幅を抑制した運賃設定を行います。</p> <table border="1" data-bbox="1272 1074 2114 1289"> <thead> <tr> <th>平均改定率</th> <th>上限運賃</th> <th>実施運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通旅客運賃</td> <td>44.8%</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>通勤定期旅客運賃</td> <td>35.1%</td> <td>19.9%</td> </tr> <tr> <td>通学定期旅客運賃</td> <td>45.0%</td> <td>7.9%</td> </tr> </tbody> </table>	平均改定率	上限運賃	実施運賃	普通旅客運賃	44.8%	19.8%	通勤定期旅客運賃	35.1%	19.9%	通学定期旅客運賃	45.0%	7.9%
平均改定率	上限運賃	実施運賃												
普通旅客運賃	44.8%	19.8%												
通勤定期旅客運賃	35.1%	19.9%												
通学定期旅客運賃	45.0%	7.9%												

以上